

平成26年 第5回教育委員会会議録

1 日 時

平成26年3月28日（金）

開会 9時30分

閉会 10時30分

2 場 所

教育委員会室

3 出席した委員

金田清委員長、八重澤美知子委員、横山真紀委員、橋正徹委員、木下公司教育長

4 説明のため出席した職員

村田潔教育次長、池廣嚴雄教育次長、平畠敏彦教育次長、表純一教育次長兼教員指導力向上推進室長、竹中功教育次長兼学校指導課長、濱辺正実教育次長兼スポーツ健康課長、金戸清外志庶務課長、齊田正活教職員課長、坂井芳子生涯学習課長、中川智夫文化財課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第9号 石川県就学指導委員会規則の一部改正等について (原案可決)

議案第10号 石川県いじめ防止基本方針（案）について (原案可決)

議案第11号 平成26年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）

について (原案可決)

議案第12号 人事異動について (原案可決)

6 審議の概要

・開会宣告

金田委員長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第11号及び報告第12号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項に基づき、非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨
議案第9号 石川県就学指導委員会規則の一部改正等について
(金戸庶務課長説明)

資料1ページをご覧ください。

「1 提案理由」は、学校教育法施行令の改正等に伴い、以下のとおり関係規定を整備する必要があるためあります。

「2 改正規則等」は、「石川県就学指導委員会規則」など、記載の4規則及び駐在地の指定の告示2件であります。

改正内容は、新旧対照表等により説明いたします。

それでは、順に説明いたします。4ページをご覧ください。

石川県就学指導委員会規則の新旧対照表です。改正内容としましては、「石川県就学指導委員会」の名称を「石川県教育支援委員会」に改めるものです。

これは、障害のある児童生徒の就学先を決定する仕組みの改正を盛り込んだ学校教育法施行令の改正が行われ、その運用通知において、就学指導委員会は、早期から一貫した支援を継続して行うという観点から「教育支援委員会」という名称が適当であるとされたためであります。2ページが改正案です。

続いて、7ページをご覧ください。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則です。

この規則は、平成24年3月9日の教育委員会会議で審議いただき、制定されたものですが、9ページの附則第1項の但し書きにあるとおり、第6条及び第10条の規定の施行日は、別に規則で定めることとなっております。

今般、これらの規定の施行日を本年4月1日と定めるものであります。

第6条の「勤務評定の開示」は、評価の透明性を高め、人材育成につなげるものであり、また、第10条の「苦情の対応」は、評価結果に対する公平性の確保といった評価制度そのものの信頼性を確立するためのものであります。5ページが規則案です。

続きまして、12ページをご覧ください。

石川県教育委員会事務局等組織規則の新旧対照表です。15ページの石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の新旧対照表と合わせて説明いたします。

改正内容は、事務局及び県立学校内のボイラー技士などの技能労務職員の意欲向上のために、新たな職名である「業務副主任」をもうけるものであります。

次に、告示2件について説明いたします。16ページをご覧ください。

学校指導課の職員2名を金沢市高尾町の教育センター内で、学校への指導派遣事業に関する事務処理に当たらせるため、職員の駐在地を指定し、告示するものであります。

17ページをご覧ください。

これも同様に、平成27年9月に石川県で開催される予定のシニア世代の競技スポーツの祭典である「日本スポーツマスターズ2015石川大会」の実行委員会事務局が、金沢市稚日野町のいしかわ総合スポーツセンター内に置かれることから、県として開催を支援するため、スポーツ健康課の職員3名を事務局に配置し、その事務処理に当たらせるため、職員の駐在地を指定し、告示するものであります。

これらの改正規定の施行日は、いずれの規則も本年4月1日であります。

【質疑】

(八重澤委員)

7ページで、被評価者と評価者だが、被評価者を評価する人は、単独なのか、複数ではないのか。つまり、校長を評価するのは、教育長の指定する者1名ということなのか、それとも複数なのか。

(齊田教職員課長)

校長に関する評価については、色々な情報を集め、教職員課で原案を作り最終的には教育長が決定する。

(八重澤委員)

1人の評価には限界がある。最終的には1名が案を立てことになるが、その背後にはたくさんの視点があると考えていいのか。

(齊田教職員課長)

そのとおりである。

(八重澤委員)

評価についての苦情の申し立てや公開性についてはどのようにになっているのか。自分の評価に対する問い合わせは、どれくらいあるのか。

(齊田教職員課長)

評価については、原則として、希望者には口頭で開示しているが、下位評定のものについては、必ず開示することになっている。開示では、評価とそれに対するコメントについて説明を受けることになるが、それに納得できない場合は、苦情委員会に苦情の申し出ができるシステムとなっている。

今年度の下半期、県立学校全校において、このシステムを試行したが、苦情の申し出はなかった。

(金田委員長)

A評価、B評価など、評価のランクも開示するということか。

(齊田教職員課長)

希望があれば開示し、下位であるC評価、D評価については、必ず開示する。

(横山委員)

開示を希望する割合は、全体の何パーセントくらいか。

(齊田教職員課長)

はっきりとした数値は把握していないが、多い学校では全体の半数弱が開示を希望した

とのことであるが、ほとんど希望がなかった学校もあったと聞いている。

(金田委員長)

それは、その学校内だけでの評価なのか。

(齊田教職員課長)

システムとしては、基本は絶対評価である。

(八重澤委員)

苦情ではなく、異議申し立てという言葉の方がいいのではないか。苦情だとクレームということになるが、自己の評価についてギャップがある旨を申し出るということなので、クレームではないように思う。

(金田委員長)

正式に不服申し立てなどができるのか。

(齊田教職員課長)

開示の際などに、「私はこう思っているのですが、先生はどう思いますか」などと会話の状況で行われるものについては、このシステムに上がってこないことだと思うが、このシステムに上がってくるということは、自分はその評価に納得できないので第三者機関なり他の誰かに評価の再確認を求めるということなので、苦情という言葉が使われているのだと思う。

(木下教育長)

評価自体は、法律関係を変更させるようなものではないので、請求とはせずに、問題点があれば第三者に処理をお願いするという性格のものなので、苦情処理と考えているのだろう。

(橋正委員)

苦情があった場合は、どのような仕組みで処理されるのか。

(齊田教職員課長)

苦情処理を受け付け、審査して結果を知らせるという窓口を県教委の中に設けてある。

(金田委員長)

苦情処理の段階で処理できなかつた場合は、別の機関に不服申し立てなどができるのか。

(齊田教職員課長)

その評価に基づいて、最終的に何か不利益なことが起こった場合は、また別の話になるとと思うが、人事評価の制度としては、相談処理窓口の審査委員会の決定が最終的な結論となる。

(横山委員)

第5条の3だが、能力評価のみを実施とあるが、評価には他のものがあるのか。

(齊田教職員課長)

評価は大きく分けて、能力評価と業績評価とがある。

(金田委員長)

勤務成績の評定は、士気を落とすためではなく、士気を鼓舞するためのものでなくてはならない。評価する側もまた厳しく評価されるのだから、研修等でその厳しさを理解し肝に銘じるようにしなくてはならない。

(八重澤委員)

自分も評価を受ける立場にある。自己評価をして、それに対して評価が返されるわけだが、それを見ると「こんなことも見てくれていたのか」と気づき、励まされることがある。このような、人を生かす評価を是非お願いしたい。

(金田委員長)

今は、生徒からの評価というものもあるのではないか。

(表教育次長兼教員指導力向上推進室長)

教科ごとに詳しく実施している。

(金田委員長)

ある意味では、校長の評価よりも生徒の評価の方が厳しいのではないか。教員には、その厳しさの中で能力の向上に頑張っていただきたい。
採決を行う。

(全委員)

異議なし。

議案第10号 石川県いじめ防止基本方針（案）について

（竹中教育次長兼学校指導課長説明）

資料18ページをご覧ください。

「1 提案理由」ですが、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、本県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであります。

「2 根拠法令」については、記載のとおりであります。

それでは、内容について説明いたします。

別冊の資料の目次を開いていただくと、10項目と3つの参考資料という構成になって

います。

まず、目次の項目に沿って概要を、その後、ポイントとなる3項目について説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

「1 いじめの問題への基本姿勢」についてあります。

ここには、いじめの問題に対して組織的に積極対応し、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進すること、及び、平時からの基本姿勢について記載しています。

次に3ページをご覧ください。

「2 いじめの防止等のための組織及び施策等」については、今回の法において、関係機関や団体との連携を図るための組織を設置するよう盛り込まれていることから、県における組織や施策について記載しています。

この2つの項目は、後ほど改めて説明させていただきます。

続いて、5ページをご覧ください。

「3 いじめの理解」についてあります。

ここでは、いじめの定義や捉え方、また8ページには、いじめの行為の中で犯罪につながる行為について記載しています。

9ページをご覧ください。

「4 いじめの未然防止」についてあります。

ここは、学校における日頃からの未然防止策として、授業づくりや道徳教育の推進、規範意識の育成、児童生徒の取り組みなどについて、具体的な取組事例を交えて12ページまで記載しています。

14ページをご覧ください。

「5 いじめの早期発見」についてあります。

ここは、小さなサインを見逃さない取り組みや相談体制の充実、また15ページからは、学校・家庭で早期に発見するポイントについて、具体的な例として、子どもの出すサインなどについて18ページまで記載しています。

19ページをご覧ください。

「6 いじめに対する措置」についてあります。

ここでは、「いじめ問題対策チーム」の常設や「いじめ対応アドバイザー」の活用など、既に24年から実施している学校内における組織的対応について26ページまで記載しています。

27ページをご覧ください。

「7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応」については、今回の法において、いじめの定義に「インターネットを通じて行われるいじめへの対応」が追加されたこともあり、1つの項目として取り上げて記載しています。

30ページをご覧ください。

「8 家庭・地域の役割」について、今回の法においては、社会総掛かりで防止対策を進め、家庭や地域で連携することでより実効的にするよう規定されていることから、保護者の責務を含め記載しています。

31ページをご覧ください。

「9 重大事態への対処」については、今回の法が策定されるもととなった大津市の事

件のような重大事態について、県立学校は、県教育委員会を通じて知事に報告すること及び調査を実施することなどを記載しています、後ほど改めて説明させていただきます。

最後に 32 ページの下部をご覧ください。

「10 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」については、法律が 3 年を目途として検討されることから、県の基本方針についても国の動向等を勘案し、3 年の経過を目途として見直しを検討することなどを記載しています。

その他、参考資料として、県教育委員会で実施する具体的な施策、いじめ問題への取組に対するチェックポイント、相談機関の案内について 33 ページから記載しています。

それでは、ポイントとなる 3 項目、「1 いじめ問題への基本姿勢」、「2 いじめの防止等のための組織及び施策等」、「9 重大事態への対処」について説明します。

では、1 ページに戻ってください。

「1 いじめ問題への基本姿勢」です。

いじめ問題に対しては、担任など一部の教員が抱え込んだり、学校のみで解決しようと固執することがないよう組織的な積極対応が肝要であると考えています。

そのため学校においては、いじめ問題に特化した校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、外部機関とも連携した「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進し、子どもが発する小さなサインを見逃さず、迅速・的確な対応を行うことでいじめの早期解消を図るものとします。

また、教職員は「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであることを認識し、児童生徒に「人間として絶対に許されない」という意識を学校教育全体を通じて指導するものとします。

さらに、インターネットを通じて行われる場合や一旦解決したと見られる場合など、気づかぬところでいじめが続いていることもあるため、日々の児童生徒理解を大切にし、児童生徒が安心して学べる環境を整えるよう努めるものとします。

次に 3 ページをご覧ください。

「2」県（教委）における「いじめ防止等のための組織及び施策等」について、「いじめ防止対策推進法」では、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るための組織（いじめ問題対策連絡協議会）や、いじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織（教育委員会の附属機関）を設置することができることになっています。

本県においては、学校・家庭・地域が連携を図り、健全な青少年の人間形成を目指すため、関係機関で構成された「心の教育推進協議会」という連携を図るための組織が既に設置されています。

この協議会は、平成 23 年度からスタートしていますが、前進は知事を会長とした「豊かな心を育む教育推進県民会議」として平成 10 年から始まっており、その理念と事業を引き継いでいます。

具体的には、①協議会や大会を開催する心の教育推進総括事業、②親子の手紙やグッドマナー・キャンペーンなどの家庭・地域教育力向上推進事業、③相談員の派遣やボランティアリーダーの養成などのいじめ・不登校対策事業の 3 つの事業が柱となっており、15 年以上に渡り、いじめ・不登校の未然防止の取り組みを行っています。

また、構成員についても、法が求めている関係機関や団体と重なる部分が多くなっています。

このため、新たな協議会を設けて2元化するのではなく、「心の教育推進協議会」の特別委員会設置規定により、法律の趣旨に基づく連絡協議会に代わる機関として「いじめ問題対策特別委員会」を設け、1元化することとしました。

また、この特別委員会のもとに「教育委員会の附属機関」に代わるものとして、いじめ防止等の対策を実効的に行うための「実務者連絡会」を設置することとしました。

次に31ページをご覧ください。

「9 重大事態への対処」です。

「いじめ防止対策推進法」においては、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」ときや「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」ときなどの重大事態については、学校又は設置者が事実関係を調査すること、また、県立学校においては、県教育委員会を通じて発生及び調査結果を県知事へ報告することとなっています。

調査に当たっては、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要があり、県教委が調査する場合は、「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることとしています。

「石川県いじめ防止基本方針」としては、今後、知事部局との調整の後、決定となりますが、本案に対してご意見をお願いします。

なお、今後については、法律や国の方針が変わることなどにより、県の基本方針の大枠の修正が必要な場合は、また、教育委員会会議に諮りたいと考えています。

また、お手元の「いじめ問題対策事例集」ですが、この春に県内の公立学校に配布する予定のものであり、学校における指導で活用してもらうこととしています。

【質疑】

(橋正委員)

いじめは、いじめを受けた本人のみならず、その家族に対しても長期にわたって深く静かに重くのし掛かってくる、恐らくは生涯にわたって忘れることができない傷を植え付けるものだと思うので、絶対にあってはならないと思っている。

その意味で、制度や仕組みも大切なのだろうが、教育とは、子どもの顔を見て日々向き合って行われる作用なので、教員の感性が重要であるはずなのに、このようなものを決めなければいじめに対応できないのかということで、むしろ教員の感性に疑問を持つてしまう。

教員は、感性を磨き、本気で子ども顔を毎日見て、日々の教育にあたって欲しい。法律や仕組みづくりも大切なのだが、教員にうつかりしているところがあるのならば、刺激を与えることも教育委員会の役割だろうと思う。

(金田委員長)

児童生徒を預かる身ならば当然に持っていないなければならないものが欠落しているということは、許されることではない。橋正委員の指摘のとおり、この基本方針が素晴らしい程、教員の力量が問われているのだとも言える。

しかし、県教委が、いじめに対しては毅然として立ち向かうとのメッセージを発信することの意味は大きい。特に、隠ぺいや見て見ぬふりは絶対に許されないとということについて

ては、発信し続けるとともに行動も起していただきたい。

(木下教育長)

すべての取り組みや対応の始まりは早期発見なので、そのことを教員に理解してもらえるように対応したい。

子どもたちの人間関係の作り方が、近年やや弱くなっている状況の中において、発見したいじめへの学校の対応が、ややもすれば従来どおりという追従型になっていたことにも課題があると思う。

その意味で、組織的に対応する、外部の人材を積極的に関与させ、これまでの生徒指導主体の対処から相談体制を組み入れた複合的対処にするなどをしっかりと行う必要がある。

教員自身のコミュニケーション能力に依存し、学級担任がずっと関わって解決を図るという方法ではなく、学校全体で早期に取り組みを始めることができるような組織的な対応や機運の醸成を図りたいという意味合いでまとめられている。

(金田委員長)

児童生徒の最も近くにいる教員は、常に原点に戻りながら、子どもが発する小さなサインを見逃さず、緊張感を持ち続けなければならない。教員は、児童生徒の大切な生命身体を預かる仕事を付託された仕事なのだから、隠ぺいすることは絶対に許されない。

(木下教育長)

教員にも得手不得手があり、不得手によって躊躇することが対応の遅れになっていたと考えれば、不得手の教員をサポートし、組織的に対応する体制を築く機運作りが重要だと思う。人は誰しも不得手なことには手を出したくないものだが、それによって一歩あるいは半歩出遅れることが問題をこじらせることがある。

(八重澤委員)

子どもに、授業が楽しい、学校はいいと思わせることは重要で、「やった」とか「できた」という経験は非常に貴重である。この指針には、このことがはっきり書かれており、評価できる。各学校には、スクールカウンセラーが入っているが、その中の特に臨床心理士は、問題が起こってから動く人たちである。

しかし、スクールカウンセラー全体は、分かる授業づくりのためにもっと活用して構わない人たちだ。学習相談を含めて子どもの学校生活があり、基本的にスクールカウンセラーは、どこにつまずきがあるのかを探り、落ちこぼれにさせない、問題を起こさせないためにいるのだから、分かる授業づくりに活用するよう、是非検討していただきたい。

(横山委員)

生徒の規範意識というものには、教えられて学ぶというもののほかに、自分たちで調べたり人に聞いたりして学ぶというものがあるので、いじめ防止の取り組みが広がっていくようなアクションを起こすことによって、効果が定着するものもあると思う。今後とも、生徒の目線に立った取り組みを増やしていくって欲しいと思う。

(金田委員長)

教員には、各教科、あるいは教材をとおして、命の大切さや心の教育に踏み込んで欲しい。
学校が起因して、将来のある命が失われるようなことは、絶対に許されない。
採決を行う。

(全委員)

異議なし。

(金田委員長)

以降の審議については非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第11号 平成26年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)について (非公開)
竹中教育次長兼学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案どおり可決された。

(金田委員長)

人事担当教育次長以外の教育次長と、庶務課長及び教職員課長以外の課長の退席も促す。

議案第12号 人事異動について (非公開)

金戸庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案どおり可決された。

・閉会宣言

金田委員長が、閉会を告げる。